

申請にあたって

一般社団法人日本内分泌外科学会定款細則

第3章 評議員

第10条 新評議員の選出は、毎年これを行う。

第11条 評議員になるための審査を受けようとする会員は、評議員1名からの推薦を受け、審査の年の1月1日現在において、つぎの各号に定める条件のすべてを満足しなければならない。但し、理事長が推薦し、理事会で承認されたものはこの限りではない。

1. 引き続き5年以上、正会員であり、かつ会費を完納していること。
 2. 内分泌外科の臨床または研究経験が10年以上であること。
 3. 内分泌外科に関連する論文または著書(ともに共著を含む)、あるいは本会の年次学術集会での発表(筆頭演者)が、あわせて5編以上あること。
 4. 本会の年次学術集会に5回以上出席していること。
- 3.4.の本会の年次学術集会は、日本内分泌外科学会総会、日本内分泌外科学会学術大会、日本甲状腺外科学会学術集会、甲状腺外科研究会、甲状腺外科検討会を含む。
- 第12条 評議員は満65歳を迎えた年度末に定年とする。